

利 用 上 の 注 意

商業統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第23号）であり、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施されている。なお、商業統計調査は周期調査であるが、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年（調査の2年後）に簡易な調査を実施している。

この統計表は、平成19年6月1日現在で実施した商業統計調査結果のうち、小売業を営む事業所について業態区分の定義（別表）により再集計したものである。

1. 業態分類の定義

業態分類の定義は、別表の「業態分類表」のとおりである。

2. 主な用語の説明

(1) 事業所（商業事業所（小売））

一定の場所で、主として個人消費又は家庭消費の商品を販売する事業所をいう。

事業所には次のものが含まれる。

個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類Q - サービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(2) 単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所（1企業1事業所）をいう。

(3) 本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいう。

なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とする。

(4) 支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とする。

* 本店、支店の関係

親会社と子会社は、それぞれ独立した企業であり、本店・支店の関係ではない。

「チェーン店」の事業所は、その経営者が本部の経営者と異なれば(フランチャイズ店)、「単独店」若しくは「本店」とする。

米穀小売業などの中小企業等協同組合法に基づく企業組合の場合は、その本部が「本店」、個々の組合員の事業所は「支店」となる。

(5) 開設時期

当該事業所の事業内容に関わらず事業所を開設した時期とする。

(6) 従業者及び就業者

平成 19 年 6 月 1 日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」を除いたものをいう。

「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。

「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

「有給役員」とは、法人、団体の役員(常勤、非常勤を問わない)で給与を受けている者をいう。

「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で、次のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 期間を定めずに雇用されている者

(イ) 1 か月を超える期間を定めて雇用されている者

(ウ) 平成 19 年の 4 月、5 月のそれぞれの月に 18 日以上雇用された者

「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で 1 か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

「他からの派遣従業者」とは、別経営の事業所から派遣されている者又は下請として別経営の事業所から来て業務に従事している者をいう。

「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ派遣している者又は下請として別経営の事業所の業務に従事している者をいう。

「パート・アルバイトなどの 8 時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイトなどの従業者について平均的な 1 日当たりの労働時間である 8 時間に換算したものの。

(7) 年間商品販売額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

(8) その他の収入額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動(商品販売額)以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含む。

(9) 商品手持額

平成 19 年 3 月末現在、販売目的で保有しているすべての手持商品額(仕入時の原価による)。

(10) 商品販売形態

店頭販売

店頭で商品を販売した場合をいう。なお、ご用聞き及び移動販売も含む。

訪問販売

訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。

通信・カタログ販売

カタログ、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、インターネット、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

自動販売機による販売

商業事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。

その他

料理品の宅配、仕出し屋、生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

(11) セルフサービス方式

「セルフサービス方式」とは、客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること、店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること、売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること、の三つの条件を兼ねている場合をいう。

商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいう。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店など。

(12) 売場面積

平成19年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていない。

(13) 営業時間

平成19年6月1日現在での営業時間をいい、1時間未満の営業時間は切り捨てとする。

なお、調査日が休業及び特別セール等で通常と異なる場合は、調査日に近い通常の営業時間としている。

ただし、牛乳小売業、新聞小売業の事業所は調査をしていない。

(14) 来客用駐車場

平成19年6月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。

なお、ガソリンスタンドについては調査をしていない。

専用駐車場

自己所有又は契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいう。

共用駐車場

他の事業所等と共用で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場をいう。

収容台数

満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではない。

(15) チェーン組織

フランチャイズ・チェーン加盟事業所

事業所（フランチャイジー）が他の事業所（フランチャイザー（本部））との間に契約を結び（加盟）、フランチャイザーの商標や経営のノウハウを用いて、同一イメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいう。

ボランティア・チェーン加盟事業所

事業所が同一業種の事業所同士で本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に

加盟している事業所をいう。

いずれにも加盟していない事業所

上記、に含まれない事業所をいう。例えば、レギュラー・チェーン（直営店）、自動車メーカーの特約店、家電メーカーの販売店、元卸系列のガソリンスタンドなど。

3. 回収状況

回収率は以下のとおり。

調査対象事業所	調査票回収数	回収率 (%)	集計事業所数	
				卸・小売事業所
1,550,196	1,494,535	96.4	1,478,259	1,472,658

注1：調査対象事業所数、調査票回収数及び集計事業所数には、廃業、転業及び休業事業所を含まない。

注2：回収率は、調査票回収数÷調査対象事業所数により算出。

注3：調査票回収数と集計事業所数（有効回答事業所数）の差は無効回答事業所である。

注4：集計事業所数は、管理業務のみの本店又は本部を含む。

4. その他

- (1) 統計表中の「-」は該当数値なし、「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満、「」はマイナスの数値を表している。「」は事業所数が1又は2に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、事業所数が3以上に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。
- (2) 集計結果については、四捨五入の関係で積み上げた数値とその合計値は必ずしも一致しない。
- (3) 統計表表頭中の「不詳」は、当該項目について調査していないことを表している。
「売場面積」については、牛乳小売業、自動車小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド及び新聞小売業に属する事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売等で売場面積の無い事業所は調査をしていない。
「営業時間」については、牛乳小売業、新聞小売業に属する事業所は調査をしていない。
- (4) 「就業者1人当たり年間商品販売額」は、従業者のうち「パート・アルバイトなど」を8時間換算(平成14年より調査)した就業者数を用いて算出している。
- (5) 「売場面積1㎡当たり年間商品販売額」は、売場面積を持つ事業所についてのみ算出している。
- (6) 東京都三宅村については、火山噴火に伴う災害のため、平成14年調査が実施されなかったことから、平成14年数値(事業所数、従業者数、年間商品販売額等)には含まれていない。
- (7) 本冊子に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部 平成19年 商業統計表 業態別統計編(小売業)」による旨を明記されたい。

5. 問い合わせ先

この統計表についての照会は、下記までお願いします。

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室

電話(03)3501-9945、0386(ダイヤルイン)

本書に記載されている内容は経済産業省のホームページにも掲載されています。

統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/>